

CHIBA UNITED HORSE SHOW 2022

—Summer—

実施要項



《主催》 CHIBA UNITED HORSE SHOW 実行委員会
 《期日》 2022年7月16日(土)~7月17日(日)
 《会場》 (株)東関東ホースプロジェクト
 〒289-1126 千葉県八街市沖 174

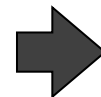
《問い合わせ》 エントリー/入厩に関するお問い合わせ 担当:常見

kazuhisa@bajigaku.com / TEL:043-445-3222

その他お問い合わせ 担当 中本 : chiba.uhs@gmail.com

申込締切日	2022年7月4日(月)必着
申込書類 送付先	以下のメールにてお申込みください。 ✉ entry@uhs.mitix.net
お支払について	<u>上記期限までに以下の銀行口座へお振込みください。</u> 振込先口座: 千葉銀行 四街道支店(301) 普通4362440 ユナイテッドホースショー実行委員会 代表 伴 孝徳

参加申込書は、オンラインから資料請求いただけます。
 ちばユナイテッドホースショーの公式ホームページまたは
 右の QR コードからご請求ください。
 公式ホームページ : <https://uhs.mitix.net/>



申込方法

① 申込書類の送付

次の書類を大会事務局宛てに送付ください。

総合申込書、エントリー表、参加届兼誓約書、入厩届

>送付方法

メール申込 Email entry@uhs.mitix.net

※5 営業日以内に事務局から返信がない場合には、恐れ入りますが再送をお願いいたします。

※件名:[ユナイテッド HS]申込書送付の件(乗馬クラブ名) とご記入ください

※Excelによる作成、ファイル送付は大変助かります。

※手書きの場合、スキャナーでの読み取りを推奨。それが難しい場合は、写真での送付可。

郵送 〒289-1126 千葉県八街市沖 174 東関東ホースプロジェクト内
CHIBA UNITED HORSE SHOW 事務局 宛

② 参加料のお支払い

参加料、選手および馬匹参加料は、**2022年7月8日(金)までに指定の銀行口座へお振込み**ください。ご入金の確認をもってお申込みが完了いたします。

千葉銀行 四街道支店(301) 普通4362440
ユナイテッドホースショー実行委員会 代表 伴 孝徳

エントリー期限終了後の追加エントリー分は、**お打ち合わせ会まで**にお支払いください。

参加料

		料金
馬参加料	1頭	10,000円 ※退厩時の馬房清掃料込み
選手登録料	1名	2,000円
エントリー料	公認競技	10,000円
追加・変更手数料		+1,500円

※ 参加者のご都合や馬の不調による棄権、キャンセルについてのご返金は致しかねます。但し、主催者都合で競技を中止した場合はこの限りではありません。

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、現金の授受を極力減らすよう、日本馬術連盟から要請がございますので、参加料のお振込みによるお支払いにご協力ください。(直前の追加・変更など、やむを得ない場合は、大会当日に現金にてお支払いください。)

【追加・変更について】

- 追加・変更がある場合は、「追加・変更届」にご記入の上、大会本部までご提出ください。
- 打ち合わせ会開催までの追加および変更は「変更手数料」が無料です。それ以降の追加・変更は、1件につき事務手数料 1,500円を申し受けます。追加エントリー料および変更手数料は会期中に事務局でお支払いください。

競技課目////////////////////////////////////

2022年7月16日(土)

競技番号	公認競技	競技課目	班種別/備考
第7競技	公認	JEF 馬場馬術競技 L1 課目 2013	指導者班/アマチュア班
第8競技	公認	JEF 馬場馬術競技 M1 課目 2013	
第9競技	公認	JEF 馬場馬術競技 S1 課目 2013	
第10競技	公認	FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目 2009	
第11競技	公認	FEI ヤングライダー個人競技馬場馬術課目 2009	
第12競技	公認	FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 2009	
第13競技	公認	FEI インターメディエイト I 馬場馬術課目 2009	
第14競技	公認	FEI グランプリ 馬場馬術課目 2009	

2022年7月17日(日)

競技番号	公認競技	競技課目	班種別/備考
第22競技	公認	JEF 馬場馬術競技 L2 課目 2013	指導者班/アマチュア班
第23競技	公認	JEF 馬場馬術競技 M2 課目 2013	
第24競技	公認	JEF 馬場馬術競技 S2 課目 2013	
第25競技	公認	FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目 2009	
第26競技	公認	FEI ヤングライダー個人競技馬場馬術課目 2009	
第27競技	公認	FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 2009	
第28競技	公認	FEI インターメディエイト I 馬場馬術課目 2009	
第29競技	公認	FEI グランプリ馬場馬術課目 2009	
第30競技	公認	FEI 自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目 2006	
第31競技	公認	FEI 自由演技ヤングライダー馬場馬術課目 2006	
第32競技	公認	JEF 自由演技国体成年馬場馬術課目	
第33競技	公認	FEI 自由演技インターメディエイト I 馬場馬術課目 1998	
第34競技	公認	FEI 自由演技グランプリ馬場馬術課目 1999	

※運動課目は、日本馬術連盟の定める馬場馬術運動課目の最新版を使用します。

公認競技について////////////////////////////////////

本競技会は、公益社団法人日本馬術連盟公認競技会です。

【公認競技の参加資格と条件】

- ① 出場する選手は、日本馬術連盟会員登録済みであり、騎乗者資格 B 級以上を取得している必要があります。
- ② 公認競技に出場する競技馬は参加申込みの時点で、日本馬術連盟の乗馬登録が完了している馬匹である必要があります。
- ③ 競技馬は 1 競技 1 回限りとし、オープン参加としても出場はできません。
- ④ 申込時に必ず人馬の JEF 登録番号を記入のこと。番号の記載がない人馬は、競技に参加することができません。
- ⑤ 申込内容に事実と異なる事項を記載または、資格や条件に違背するところがある場合、競技に参加することはできません。
- ⑥ ジュニアライダーは 14 歳となる暦年の始めから 18 歳となる暦年の終わりまで、ヤングライダーは 16 歳となる暦年の始めから 22 歳となる暦年の終わりまでとなります。
- ⑦ 参加申込をした時点で選手が 18 歳未満である場合には、その選手の馬管理責任者を保護者あるいは所属団体責任者を代理人として指名することができます。(競技会規程第 106 条参照)
- ⑧ 参加資格以外に関する条件は、日本馬術連盟競技会規程 第 34 版に基づきます。

公認競技の審判規定////////////////////////////////////

日本馬術連盟競技会規程 第 34 版を適用します。

(公認)自由演技課目に使用する音楽 CD について//////////

- ① 自由演技課目にエントリーされる方は、「録音利用明細書」(JASRAC、日本レコード協会共通)の提出が必要です。音源 CD と共に打ち合わせ会までにて大会実行委員会にご提出ください。事務局宛てにメールで送付いただいてもかまいません。
- ② 録音利用明細書が未提出の場合は、競技会の成績は記録に残りませんのでご注意ください。
- ③ 「録音利用明細書」は日本馬術連盟のウェブサイトにてダウンロードが可能です。

日本馬術連盟 トップページ > ダウンロード > 馬場馬術自由演技音楽関連

<https://www.equitation-japan.com/index.php?menuindex=download&acno=22>

- ④ 自由演技課目で使用する楽曲に関する手続き等については、公益社団法人日本馬術連盟のウェブサイトにて遺漏なく確認をお願いします。1 月から 12 月の 1 年間で、1 回でも自由演技課目にて楽曲を使用した選手は、複製使用料:年間 8,000 円の費用負担が日本馬術連盟から発生します。費用の請求は日本馬術連盟から直接行われます。

表彰について////////////////////////////////////

- ① 各競技の各班において1位～6位までを入賞者とします。
- ② 入賞者のドレスコードは正装となります。
- ③ 入賞者がやむを得ず欠席する場合は代理を認めますが、その場合、代理者は正装でご参加ください。
- ④ 第30競技～第34競技 自由演技課目の表彰式は合同で行います。表彰対象としての採点基準は以下となります。

自由演技採点基準	
ジュニアライダー	実点数
ヤングライダー	+1%
国体成年	+2%
インターメディアイト I	+3%
グランプリ	+4%

参加者全員に関わるその他事項////////////////////////////////////

- ① 参加者は何らかの傷害保険に加入が必要です。
- ② 資格を誤って出場したものは失格となります。
- ③ 競技中の人馬の事故に対して、応急処置はとりますが、それ以上の責任は一切負いません。
- ④ 練習馬場/待機馬場及び各競技において、選手並びに馬付き者はヘルメットの着用を義務付けます。また、ボディープロテクター等の着用を推奨致します。
- ⑤ 参加選手は、乗馬登録証・健康保険証またはこれに代わるものを持参してください。
- ⑥ 上記の他、全ての面において馬術競技者としてマナーを守るようにして下さい。
- ⑦ 一般車および馬運車などの移動および駐車は大会本部の指示に従ってください。

注意事項////////////////////////////////////

- ① 競技場は2面を使用し、同時進行で競技を実施します。
- ② 厩舎地区およびその周辺は、参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意してください。盗難等の事故につきましては責任を負いかねます。
- ③ 厩舎地区およびその周辺の清掃は、参加団体で協力して行きゴミは全てお持ち帰りください。また、退厩時には厩舎周辺の清掃をしてお帰りください。
- ④ ボロ捨て場には、ボロ以外捨てないで下さい。
- ⑤ 厩舎内およびその周辺は火気厳禁とします。
- ⑥ 注意勧告を受け、その後の改善が見られない団体は失格とする場合があります。

打ち合わせ会

競技会場「観覧席」にて下記の日時で行います。団体の責任者は必ずご参加下さい。

打ち合わせ会 7月15日(金) 17:00

打ち合わせ会にて以下のものをご持参ください。

- ・新型コロナウイルス感染症に関する「誓約書」(参加者および来場者全員分)
- ・【該当する方のみ】エントリー変更・追加届および追加エントリー料・追加変更事務手数料

入退厩

- 「入厩届」に必ず「入・退厩日時」をご記入下さい。
- 入厩期間は7月15日(金)～7月16日(日)となります。競技会当日に輸送する場合は、競技に差し支えない様をお願い致します。
- 入厩時間は 6:00～17:00 です。それ以外の時間を希望する場合はお申し出ください。
- 7月14日(木)に入厩を希望する場合は、15時から可となります。施設利用料として 1 頭につき 5,000 円を申し受けます。お申込みは以下にお問い合わせください。

入厩に関するお問い合わせ先：
東関東ホースプロジェクト
電話:043-445-0577 担当:常見

- 会場到着後、速やかに乗馬登録証および馬の健康手帳を大会本部へ提出してください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するルール

- ① 下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせてください。
 - (ア) 体調がよくない場合(例:発熱・咳・のどの痛みなどの症状がある場合)
 - (イ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (ウ) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクをご持参ください。参加受付時や着替え時等、騎乗を行っていない際や会話をする際にはマスクの着用をお願いします。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離(2mを目安に最低1m)の確保をしてください。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除きます)
- ⑤ 競技会期間中に大きな声で会話、応援等はお控えください。
- ⑥ 競技会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに大会事務局へ濃厚接触者の有無等についてご報告いただけますようお願い申し上げます。

防疫//

公認・非公認の競技に関わらず、競技会へ出場する馬に関して、「公益社団法人日本馬術連盟 馬インフルエンザ予防接種実施要領」を遵守してください。

- ① 馬インフルエンザによる基礎接種は、初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 ヶ月以内に 2 回目のワクチン接種を行うこと。基礎接種 2 回目から 7 ヶ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けること。
- ② 競技場へ入厩する 6 ヶ月+21 日以内に補強接種または基礎接種(2 回目)を受けていること。
- ③ 基礎接種の 2 回目は当該競技会の 2 週間前までに終了していること。
- ④ 2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とします。また 2 回の基礎接種の間隔は、2 週間以 2 ヶ月以内であれば可とします。
- ⑤ その他、過去の履歴において「公益社団法人日本馬術連盟 馬インフルエンザ予防接種実施要領」に定める要領を満たしていなくても、その当時に軽種馬防疫協議会が定めていた要件を満たしていれば可とします。
- ⑥ 接種を完了していないあるいは防疫上の不備がある場合には、競技場への入厩を許可できません。これにより参加できなかった場合の参加料や入厩料等の返金はいたしかねます。

競技期間中の馬の治療//

公認競技会における馬の治療行為は、日本馬術連盟獣医師規程により厳しく規制されており、原則として薬物を用いることは認められていません。大会期間中に治療が必要な場合は、大会事務局が任命した獣医師または許可を受けたプライベート獣医師(第 1008 条)が行う必要があります。プライベート獣医師で治療を受ける場合は、事務局に「日本馬術連盟 主催・公認競技会 獣医師入場届可申請書」の提出の上、許可を得てください。

以下は禁止されています。

- ・ 主催者から許可を得ていないものによる治療
- ・ 許可を得た獣医師以外の者による競技会場への注射器、禁止物質・規制物質の持ち込み(第 1029 条)

【競技出場当日の治療制限について】

競技出場当日の競技前には、馬禁止物質リストに載っていないものであっても、いかなる物質についても注射による投与を行うことはできません。

ただし、緊急時または継続している治療については、競技当日にも、治療用の規制物質または抗生物質の注射による投与を行うことができます。その場合は、事前に治療用規制物質治療許可申請書を事務局にご提出のうえ、大会の任命した獣医師より許可を得てください。(競技出場許可については、審判長の許可も必要となります。)

大会期間中の馬の治療については、日本馬術連盟 獣医師規程「第七章 競技期間中の馬の治療」をよくお読みになり、徹底をお願い申し上げます。